6　内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十五条から第七十五条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{it}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

［一・二　略］

［7・8　略］

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百六十四条　［略］

［2～4　略］

5　第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

［項を削る。］

（エクスポージャーの厚さ（T））

第二百六十条　［略］

2　エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

（CVAリスク相当額の算出）

第二百七十条の二　［略］

2　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十五条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

［一～三　略］

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

［一～三　略］

四　期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4　［略］

6　内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十六条から第七十六条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{it}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

［一・二　同上］

［7・8　同上］

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百六十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6　第百五十六条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（エクスポージャーの厚さ（T））

第二百六十条　［同上］

2　エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

（CVAリスク相当額の算出）

第二百七十条の二　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十六条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

［一～三　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4　［同上］